平成２５年（フ）第４３号
千葉県八千代市八千代台北14丁目10番２号
破産者　株式会社凜屋
１　決定年月日　平成25年４月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２０号
富山市金山新161番地
破産者　株式会社打田鉄工所
１　決定年月日　平成25年４月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３０２号
福井市明里町５番13号
破産者　有限会社フジイ
１　決定年月日　平成25年４月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５号
福井市江端町第28号58番地
破産者　有限会社チェリー運転代行
１　決定年月日　平成25年４月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２１２３号
名古屋市西区城西４丁目19番６号
破産者　正村商会株式会社
１　決定年月日　平成25年４月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２４１１号
名古屋市名東区香流２丁目602番地、商業登記簿上の本店所在地名古屋市名東区山の手３丁目909番地
破産者　株式会社ラス
１　決定年月日　平成25年４月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３９７号
神戸市中央区二宮町２丁目６番13―704号、商業登記簿上の本店所在地大阪市西区江戸堀１丁目８番17号新岡本ビル３Ｆ
破産者　ＣＡＳＡＢＬＡＮＣＡ．合同会社
１　決定年月日　平成25年４月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３９４号
北海道二海郡八雲町東雲町６番地13
破産者　株式会社泰功建設
１　決定年月日　平成25年４月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第１４０７号
東京都町田市忠生１丁目18番地15光荘206
破産者　薮田　　旭
１　決定年月日　平成25年４月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１４０８号
東京都町田市忠生１丁目18番地15光荘206
破産者　薮田　育子
１　決定年月日　平成25年４月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１０号
東京都小金井市中町３丁目19番12―915号トミンハイム小金井中町
破産者　吉本伊佐武（旧名勇）
１　決定年月日　平成25年４月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１６号
東京都あきる野市下代継129番地12
破産者　都　　宏史
１　決定年月日　平成25年４月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第４０号
山梨県都留市平栗字大むき1074番12
破産者　株式会社東京パスカル
１　決定年月日　平成25年４月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２３年（フ）第６４５号
岐阜市長良子正賀20番地１
破産者　株式会社クラウド
１　決定年月日　平成25年４月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１９７号
岐阜県羽島郡笠松町米野字西起９番地　プレミール林103、開始決定時の住所岐阜県羽島郡笠松町米野603番地の１
破産者　深尾　京子
１　決定年月日　平成25年４月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第３１１号
岐阜市日光町６丁目25番地、開始決定時の住所岐阜市長森細畑1862番地11
破産者　島崎　照男（旧姓今井）
１　決定年月日　平成25年４月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第２４８号
静岡県富士市宮島909番地の１
破産者　株式会社剛毅エンタープライズ
１　決定年月日　平成25年４月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第５９３号
静岡県磐田市上神増1512番地の８
破産者　有限会社高杉木材店
１　決定年月日　平成25年４月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第２１６８号
札幌市西区琴似１条４丁目２番13―411号
破産者　井関　　智
１　決定年月日　平成25年４月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８０２号
仙台市太白区長町南１―13―67　カルムハイツ205、住民票上の住所仙台市泉区松森字明神42番地の４
破産者　佐々木淳子
１　決定年月日　平成25年４月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第８３２号
仙台市青葉区北根３丁目13番７号　コーポ千203
破産者　早坂　　亨
１　決定年月日　平成25年４月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係